

北建第1451号
令和2年5月27日

(株)二瓶商店

代表取締役

二瓶 浩幸 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について (通知)

令和 2年 4月 23日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 福島県知事 許可(般-2)第 28074号
許可の有効期間 令和2年5月27日から令和7年5月26日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和7年4月26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)